

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 三戸風力事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既存及び計画中的風力発電事業が存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 動物の調査について、多種多様な動植物の生息・生育環境となっている自然植生に調査地点が設定されておらず、動物の生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、調査地点を追加すること。
- 3 コウモリ類の調査について、風力発電設備が集中する対象事業実施区域南側に調査地点が設定されておらず、コウモリ類の生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、調査地点を追加すること。
- 4 希少猛禽類の調査について、対象事業実施区域外の北側及び北東側に調査地点が設定されておらず、当該猛禽類の生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、調査地点を追加すること。
- 5 魚類の調査について、秋に遡上する魚類もいることから、春季及び夏季に加え、秋季にも調査を実施すること。
- 6 対象事業実施区域には、自然度の高いチシマザサーブナ群団及びジュウモンジシダーサワグルミ群集の植生が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。
- 7 植物の調査について、踏査ルートが改変区域の全域に及んでおらず、植物相を十分に把握できないおそれがあることから、風力発電設備の設置場所や道路の敷設箇所など改変区域を網羅するよう踏査ルートを設定すること。
- 8 対象事業実施区域には、ふるさとの森と川と海保全地域が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、森林生態系や動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、同区域から当該保全地域を除外すること。

9 対象事業実施区域には、水源かん養保安林及び保健保安林が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域からこれらの保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や工事用資材の搬出入ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分配慮すること。